

第30号議案関係資料

都市計画の取扱いについて

平成15年6月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	都市計画マスタープラン		×	×	×			B	
2	都市計画区域			×				B	
3	都市計画区域の区域区分		×	×	×	×	×	B	
4	地域地区		×	×	×			B	
5	都市計画審議会		×	×	×			B	
6	都市計画区域マスタープラン			×				B	
7	屋外広告物条例・規則							B	
8	開発行為(土取・土捨)の届出に関する事務			×				B	
9	開発行為、建築等における災害等に関する事務			×				B	
10	開発行為審査機関の運営に関する事務			×				B	
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 都市計画マスタープラン	平成12年度に「かごしま都市マスタープラン」を策定。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
2 都市計画区域	行政区域全域に都市計画区域を指定。	行政区域の一部に都市計画区域を指定。	該当なし。	吉田町に同じ。
3 都市計画区域の区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分を行っている。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
4 地域地区	用途地域(12種類)のほか、9つの地域地区を指定。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
5 都市計画審議会	都市計画審議会を設置。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
平成13～14年度にかけて、「松元町都市計画マスタープラン」を策定。	平成14～15年度にかけて、「郡山町都市計画マスタープラン」を策定中。	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、松元町及び郡山町は、それぞれ策定年度及び内容等が異なる。	合併後、都市計画の見直しや基本構想との整合を図りながら再編する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市と吉田町、喜入町、松元町及び郡山町とは都市計画区域の指定範囲が異なる。	合併後も当分の間、現状のままとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併後も当分の間、現状のままとする。
用途地域（5種類）を指定。	用途地域（6種類）を指定。	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、松元町及び郡山町は、それぞれ用途地域指定基準が異なる。	合併後も当分の間、現状のままとする。
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 都市計画区域マスタープラン	素案を策定中。	鹿児島市に同じ。	該当なし。	鹿児島市に同じ。
7 屋外広告物条例・規則	鹿児島市屋外広告物条例・同施行規則による。 (8年度鹿児島県から権限委譲。)	鹿児島県屋外広告物条例・同施行規則による。 (平成15年度鹿児島県から権限移譲。)	吉田町に同じ。 (平成15年度鹿児島県から権限移譲。)	吉田町に同じ。 (平成13年度鹿児島県から権限移譲)
8 開発行為(土取・土捨)の届出に関する事務	鹿児島市民の環境をよくする条例に基づいてなされる開発行為(土取・土捨)の届出を受理し、開発指導要綱等により協議している。	開発行為全般の届出に対し吉田町土地利用対策要綱に基づき、土地対策委員会にて審議を行っている。	該当なし。	造成(埋立)、土石の採取・採掘などについて協議書を受理し、喜入町土地利用対策要綱により協議している。
9 開発行為、建築等における災害等に関する事務	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例に基づいて、開発行為等における災害を防ぐために助言・勧告等を行っている。	吉田町土地利用対策要綱に基づき、開発行為等における災害を防ぐため行政指導を行っている。	該当なし。	造成(埋立)、土石の採取・採掘などについて協議書を受理し、喜入町土地利用対策要綱により協議している。
10 開発行為審査機関の運営に関する事務	都市計画法第32条の規定による協議を円滑かつ効率的に行うため鹿児島市開発行為審査協議会を設置している。	吉田町土地利用対策要綱に基づく開発行為など土地利用に対し、必要な事項を調査審議し、及び調整するため吉田町土地利用対策委員会を設置している。	該当なし。	喜入町の土地の秩序ある開発の推進、良好な地域環境の保全等合理的な土地の利用に関し、必要な事項を調査審議、及び調整するため、喜入町土地利用対策委員会を設置している。

(様式2) その2

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併後も当分の間、現状のままとする。
吉田町に同じ。 (平成13年度鹿児島県から権限移譲)	吉田町に同じ。 (平成13年度鹿児島県から権限移譲)	鹿児島市と吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町とは適用している条例・規則が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
松元町土地利用対策要綱により協議している。	郡山町開発指導要綱による届出を受理して協議している。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ制定している条例、要綱の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
松元町土地利用対策要綱に基づく開発協定の中で、防災施設の先行的整備、開発行為に起因する災害発生の場合の補償及び災害発生の場合の復旧工事に関すること等を締結している。	郡山町防災会議条例に基づき開発行為等の災害防止のための助言・勧告を行っている。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ制定している条例、要綱の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
松元町の土地の秩序ある開発の推進等に関し、必要な事項を調査審議及び調整を図るため、松元町土地対策委員会を設置している。	郡山町の秩序ある開発の推進等のため、郡山町土地対策委員会を設置している。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ制定している条例、要綱の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。